

## 配分金規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人富津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金に関し必要な事項を定めるものである。

(金融機関振込、全額支払の原則)

第 2 条 センターは、就業した会員に対する配分金を、原則として会員が指定する金融機関に振り込む方法で、その全額を支払うものとする。ただし、これにより難い事由がある場合には、現金で直接支払うことができる。

(支払日の原則)

第 3 条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月末締、翌々月 15 日に支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第 4 条 配分基準は、社会的に相当なものとする。

(配分基準の決定手続)

第 5 条 センターは、会員の配分基準について、別に定める手続に従って職種ごとに能率、時間などを考慮して決めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告する。